

平成28年第1回（2月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成28年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次
第1日（2月16日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣告(午後1時15分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	3
諸般の報告	4
日程第1 議席の指定について	4
会議録署名者の指名	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について	5
日程第4 議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について	6
日程第5 議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	7
日程第6 議案第4号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	8
日程第7 議案第5号 広島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	10
日程第8 議案第6号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	11
日程第9 議案第7号 広島県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について	18
日程第10 議案第8号 平成27年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	22
日程第11 議案第9号 平成27年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	23
日程第12 議案第10号 平成28年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	26
日程第13 議案第11号 平成28年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	28
日程第14 一般質問(21番佐中議員)	33
議了宣告	36

広域連合長の閉会挨拶	37
閉会宣告(午後3時3分)	37
会議録署名	38

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第22号

平成28年2月16日（火曜日）KKRホテル広島「安芸」

出席議員

1番	伊	藤	昭	善
2番	木	山	徳	和
3番	原		裕	治
5番	石	崎	元	成
6番	片	岡	慶	行
8番	分	野	達	見
9番	高	本	訓	司
10番	神	原	孝	己
11番	今	岡	芳	徳
12番	丸	山	茂	美
13番	沖	原	賢	治
14番	堀	井	秀	昭
15番	細	川	雅	子
16番	山	下		守
17番	角	田	俊	司
18番	前	重	昌	敬
19番	山	本	一	也
20番	上	原		貢
21番	佐	中	十九	昭
22番	沖	田	ゆかり	
23番	瀧	野	純	敏
24番	中	本	正	廣
25番	大	林	正	行
26番	浜	田	明	利
27番	福	田	義	人
28番	片	山	元	八郎

欠席議員

4番	豊	島	岩	白
7番	北	元		豊

説明員

広域連合長	藏	田	義	雄
広域連合事務局長	小	林	秀	行
広域連合事務局次長兼総務課長	宇都宮	弘	司	
業務課長	日	浦	大	三

総務課企画財政係長 平 田 好 一
業務課課長補佐兼賦課収納係長 伊 崎 喜 教

議事補助員

議会事務局長 本 越 秀 己
議会事務局次長 末 友 美 恵
書記 重 藤 紀 子

議事日程（第１号）

（平成２８年２月１６日 午後１時１５分開議）

- 日程第１ 議席の指定について
日程第２ 会期の決定について
日程第３ 議案第 １号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について
日程第４ 議案第 ２号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
日程第５ 議案第 ３号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
日程第６ 議案第 ４号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
日程第７ 議案第 ５号 広島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
日程第８ 議案第 ６号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第９ 議案第 ７号 広島県後期高齢者医療広域連合第３次広域計画の策定について
日程第１０ 議案第 ８号 平成２７年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）
日程第１１ 議案第 ９号 平成２７年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第１２ 議案第１０号 平成２８年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第１３ 議案第１１号 平成２８年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
日程第１４ 一般質問

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時 15 分 開 会

○議長（木山徳和）

ただいまの出席議員23名であります。

地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただいまから、平成 28 年第 1 回広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

◎広域連合長（藏田義雄）

皆様、こんにちは。平成 28 年第 1 回広域連合議会定例会の開会ということで、皆様方には、招集をさせていただきましたところ、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

御承知のように後期高齢者医療制度を含みます我が国の医療保険制度につきましては、持続可能な社会保障制度の確立を図るためにも、改革が進められているところではありますが、後期高齢者医療制度が、今後も増加し続ける高齢者に対応して安定した制度として継続できるようにするためにも、更なる検討・改善が進められておるところであります。

広域連合といたしましては、今後とも国の動向をしっかりと把握しつつ、各市町や関係機関と連携をより一層密にいたして、適切な制度の運営に努めて参りたいと考えておるところでございます。

この定例会に提出させていただいております議案につきましては、平成 28 年度及び平成 29 年度の 2 か年の保険料率を定める案件、また第 3 次広域計画の策定、そして平成 27 年度補正予算、また 28 年度の当初予算など、いずれも重要な案件でございます。これらの案件につきましては、後ほど御説明を申し上げるわけですが、何とぞ皆様方には慎重に御審議を賜りまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木山徳和）

この際、御報告いたします。

理事者側の説明員として、藏田広域連合長，小林広域連合事務局長，宇都宮事務局次長兼総務課長，日浦業務課長，総務課平田企画財政係長，業務課伊崎課長補佐兼賦課収納係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配布いたしました例月出納検査及び平成 27 年度定期監査結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

これより、日程に入ります。本日の議事日程は、お手元に配布しております議事日程のとおりでございます。この日程によって議事を進めて参りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木山徳和）

御異議がないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第 1 「議席の指定について」

○議長（木山徳和）

それでは、日程第 1 「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第 4 条第 1 項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席といたします。

なお、本日の会議録署名議員として 8 番分野議員，28 番片山議員を指名いたします。

△ 日程第 2 「会期の決定について」

○議長（木山徳和）

それでは、日程第 2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を本日 1 日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木山徳和）

御異議なしと認めます。よって、会期を本日１日間と決定いたします。

△ 日程第３ 「議案第１号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」

○議長（木山徳和）

次に、日程第３ 議案第１号 「広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（木山徳和）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

事務局長の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の１ページ、及び別冊１の「平成 28 年第 1 回広域連合議会定例会議案資料」の１ページをお開きください。説明は、議案資料のほうでさせていただきます。議案資料の１ページでございます。「議案第１号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」でございます。

１の改正の趣旨でございますが、本案は、行政不服審査法の施行に伴い、規定の整備を行う必要があるため、一部改正を行うものでございます。２の改正の内容でございますけれども、（１）の審理員手続きの適用除外ですが、情報公開条例に基づく処分に係る審査請求については、情報公開・個人情報保護審査会に諮問して行うことから、審理員の指名を行わないよう規定を追加するものでございます。

（２）の不作为に係る審査請求でございますが、不作为に係る審査請求についても、情報公開・個人情報保護審査会の諮問対象とするよう規定するものでございます。

（３）ですが、法では異議申立てが廃止され、審査請求に一元化されたことから、不服申立てを審査請求に改める等の必要な規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日でございます。ただし、旧条例によりなされた不服申立ての取扱い等について、経過措置を設けるものでございます。以上、上程さ

れました議案につきまして、概要を御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木山徳和）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木山徳和）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木山徳和）

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第４ 「議案第２号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」

○議長（木山徳和）

次に、日程第４ 議案第２号 「広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（木山徳和）

広域連合事務局長

◎広域連合事務局長（小林秀行）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の３ページ、議案資料の２ページでございます。説明は、議案資料でさせていただきます。「議案第２号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」でございます。

この改正は、先ほどの情報公開条例と同様に、個人情報保護条例に基づく処分に係る審査請求についても、審理員の指名を行わないよう規定するものでございます。また、不作為に係る審査請求についても、情報公開・個人情報保護審査会の諮問対象とするよう規定をし、その他必要な規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日でございます。ただし、旧条例によりなされた不服申立の取扱い等につきまして、経過措置を設けるものでございます。以上、上程されました議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木山徳和）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木山徳和）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木山徳和）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 5 「議案第 3 号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」

○議長（木山徳和）

次に日程第 5 「議案第 3 号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」を議題とします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（木山徳和）

広域連合事務局長

◎広域連合事務局長（小林秀行）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の６ページ、議案資料の３ページをお開きください。説明は、議案資料でさせていただきます。議案資料の３ページ、「議案第３号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」でございます。

この改正は、行政不服審査法の施行に伴い、規定の整備を行う必要があるため、行うものでございます。

この度の改正は、審理の透明性を図るため、審査会に意見書又は資料の提出があったときには、その写しを、審査請求人等へ送付することを原則とする規定などを追加するものでございます。その他用語の整理等、必要な規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日でございます。以上、上程されました議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木山徳和）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木山徳和）

異議ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木山徳和）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 6 「議案第 4 号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」

○議長（木山徳和）

次に日程第6「議案第4号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）
（挙手）

○議長（木山徳和）
広域連合事務局長

◎広域連合事務局長（小林秀行）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の8ページ、議案資料の4ページでございます。説明は議案資料でさせていただきます。「議案第4号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」でございます。この改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項の改正を行うものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日でございます。以上上程されました議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木山徳和）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木山徳和）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木山徳和）

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 7 「議案第 5 号 広島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」

○議長（木山徳和）

次に日程第 7 議案第 5 号「広島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」を議題とします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）
（挙手）

○議長（木山徳和）
広域連合事務局長

◎広域連合事務局長（小林秀行）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の 10 ページ、議案資料の 5 ページでございます。説明は議案資料でさせていただきます。「議案第 5 号 広島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」でございます。

この改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者の報告事項の追加等、規定の整備を行う必要があるため、一部改正を行うものでございます。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日でございます。ただし、平成 27 年度における人事行政の運営の状況を報告する場合は旧条例によることの経過措置を設けるものでございます。以上、上程されました議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木山徳和）

本件については、発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木山徳和）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結いたします。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木山徳和）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 8 「議案第 6 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

○議長（木山徳和）

次に日程第 8 「議案第 6 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。本件の説明を求めます。

◎業務課長（日浦大三）

（挙手）

○議長（木山徳和）

業務課長

◎業務課長（日浦大三）

ただ今上程されました議案について、御説明申し上げます。

議案第 6 号「広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」でございます。それでは座って説明させていただきます。

平成 28 年度・平成 29 年度の保険料率の設定につきましては、これまでに 2 回、本広域連合の運営審議会において、御審議いただき、本年 1 月 15 日付けで、運営審議会長から広域連合長に対して「原案どおり承認する」旨の答申をいただいております。このたび広域連合議会へ提案させていただくものでございます。

それでは、議案書の 12 ページを御覧ください。

この改正は、平成 28 年度及び平成 29 年度の 2 年間の財政の均衡を保つことができる新保険料率を算定するため、「広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」第 8 条及び第 9 条に規定されている所得割率と均等割額を変更するというものです。

また、第 14 条に規定されている均等割の 5 割、2 割の減額を拡充し、さらに、所得の少ない被保険者の均等割額の 8.5 割減額を継続するため、附則第 13 条及び附則第 15 条を修正するというものです。

改正内容の詳細を別冊 1 により、御説明いたします。

それでは、別冊 1 の 6 ページをご覧ください。

まず、平成 28 年度から 29 年度の新保険料率ですが、「2 内容」の（1）にありますように、所得割率を 8.43%から 8.97%に、均等割額を 44,032 円から 44,795 円に改めるというものです。

次に（2）ですが、5 割軽減及び 2 割軽減につきまして、軽減対象となる所得基準額を引き上げるものでございます。

（3）ですが、所得の少ない被保険者の保険料軽減について、国の当初予算が平成 27 年 12 月 24 日に閣議決定され、財源が確保されることとなりましたので、引き続き所得の少ない被保険者の均等割額軽減について、平成 28 年度においても実施するものです。

この条例改正は「3 施行期日」にありますとおり、平成 28 年 4 月 1 日です。

それでは、新保険料率の決定に至る考え方等について、別紙資料により説明させていただきます。

別紙資料の 1 ページを御覧ください。「1 保険料率の算出方法」ですけれども、保険料率につきましては、まず、図の上段ですが、2 年間で必要とされる費用の額を見込み、その合計から、その下、国・県・市町あるいは若年世代からいただく負担金・交付金等、収入の額を控除した額が保険料収納必要額となり、この保険料収納必要額を予定保険料収納率 99.40%で割り戻した額が、保険料として賦課すべき保険料賦課総額となります。

保険料率は、最終的に、この保険料賦課総額から、所得割と均等割の割合が 50 対 50 となるよう、均等割額と所得割率を設定するものでございます。

今回の料率算定に当たっては、今後 2 年間にわたる、制度の安定的運営を維持するため、被保険者数や医療給付費の増加といった増加要因を適切に反映させると同時に、保険料の増加抑制についても、算定に反映させております。

それでは、新保険料率案について御説明いたします。

最初に、基本的な事項から説明します。1 ページ中ほどの「2 保険料率算出の基礎数値」を御覧ください。

まず、（1）被保険者数です。被保険者数につきましては、国が示す将来人口推計の伸び率を用いることとし、平成 28・29 年度の被保険者数を算出しました。

下の表にありますように、今年度、平成 27 年度を起点として、27 から 28 年度にかけては 3.5%、28 から 29 年度にかけては 1.8%の伸びを見込み、2 年間で計 78 万 5,509 人としております。

次に、（2）医療給付費です。

平成 28 年度の 1 人当たりの医療給付費は、国の示す伸び率に診療報酬改定率を見込んだ伸び率を示しております。

また、平成 29 年度の 1 人当たりの医療給付費は、国の示す伸び率 1.1%を用いて推計しております。

見積もるには、まず、平成 27 年度の 1 人当たり医療給付費を、平成 27 年 10 月までの実績に基づき、98 万 9,579 円と推計します。

平成 28 年度の 1 人当たり医療給付費は、この数値に、伸び率 0.15%を乗じて 99 万 1,060 円、平成 29 年度の 1 人当たり医療給付費は、さらに 1.1%を乗じて 100

万 1,962 円となります。

この 1 人当たりの医療給付費に、先に算出した被保険者数を乗じて算出される、平成 28 年度の医療給付費は、3,857 億 7,109 万 7 千円、平成 29 年度は、3,970 億 3,545 万 8 千円、2 年間で 7,828 億 655 万 5 千円となるものでございます。

次のページ、2 ページをお開きください。

(3) 予定保険料収納率は、平成 26 年度実績に基づき、99.40%としております。

(4) 後期高齢者負担率は、世代間の負担の公平を維持するため、後期高齢者と現役世代の人口比率の変化に応じて、高齢者の保険料負担を見直すもので、国から 10.99%とするよう決定されております。

(5) 賦課限度額は、前回と同様に 57 万円で見積もっております。

(6) 軽減の拡充につきましては、2 割軽減及び 5 割軽減について、軽減対象となる所得基準額を引き上げるものでございます。これは、世帯ごとに所得基準額は異なりますが、所得基準額を計算する上で、世帯の被保険者の人数に乘じる金額を、2 割軽減では 47 万円から 48 万円に、5 割軽減では 26 万円から 26 万 5 千円に引き上げるものでございます。

これを受け、当広域連合においても、新保険料率の算出を行っております。

その下、「3 保険料の算出」、(1) 保険料賦課総額を御覧ください。

これまで御説明した設定による保険料賦課総額を表に示しております。表中、左の列から、各試算項目の区分、現行保険料算定時の数値、今回の算出額となっております。

保険料賦課総額は、表中一番下の行ですが、左から現行保険料算定時、約 674 億円、今回算出額約 755 億円となっており、約 81 億円、約 11.96%の増となっております。

続いて、3 ページ(2) 保険料率をご覧ください。

(1) でお示した保険料賦課総額を基に、保険料率を算出した結果でございます。

均等割額は 4 万 8,061 円、所得割率は 9.76%となり、現行と比べ、それぞれ 4,029 円、1.33 ポイントの増となっております。

保険料額合計を被保険者数で割った、一人当たりの保険料で比較しますと 7 万 2,057 円となり、9.34%の増となっております。

以上が、保険料率の算出結果でございますが、次からは、保険料の増加抑制について検討した結果をお示しいたします。

それでは、「4 保険料の増加抑制」を御覧ください。

前回の保険料率改定では、剰余金等計 45 億円を活用することとし、保険料の増加抑制をいたしました。

今回、増加抑制策を講じない場合、先ほどお示したような保険料となる見込みです。そこで、国から示されている、剰余金等の活用について、検討を行いました。

まず、(1) 剰余金の活用については、直近の実績に基づく平成 27 年度決算見込によると、後期高齢者医療特別会計から生じる剰余金は、約 51 億円と推計しております。これを全額、収入額に繰り入れることにより、保険料の増加抑制を図り

ます。

効果については、ページ下段「（２）剰余金活用後の保険料率」に示しております。剰余金の活用により、均等割額は４万 4,795 円、所得割率は 8.97%、軽減後の一人当たり保険料額は、６万 7,165 と現行に比べ、1,262 円の上昇にとどめることができます。一人当たり保険料額の伸び率で見ますと、剰余金活用前の 9.34% から 1.91% に低減されます。

続いて、４ページ「５ 平成 28 年度及び平成 29 年度の保険料率等の案」、（１）保険料率でございます。

平成 28 年度及び平成 29 年度の後期高齢者医療保険料率につきましては、先ほど御説明したとおり、剰余金を全額活用することとし、均等割額 44,795 円、所得割率 8.97% とさせていただきたいと考えております。

今回、料率の試算を開始して以来、まず、今後２年間の制度運営に必要な費用及び収入を厳密に推計してまいりましたが、後期高齢者負担率の上昇のほか、被保険者数の伸びや、本県の医療費が引き続き増加していることなどから、保険料の上昇は避けられない状況にあることを、御理解いただきたいと思います。

しかしながら、高齢者の皆様の保険料の増加抑制について検討した結果、剰余金を活用することにより、保険料を抑制することができます。

以上のことから、先ほど申し上げましたように、剰余金 51 億円を活用することにより、保険料の増加抑制を図るとともに、今後２年間の安定的な制度運営を目指してまいりたいと考えております。

剰余金の活用により、軽減後の一人当たり保険料額は、活用前の 72,057 円から、活用後の 67,165 円へと、4,892 円低減され、現保険料率からの伸びも 1.91% に低減いたします。

続きまして、「（２）均等割軽減の拡充」でございます。

均等割の２割及び５割軽減につきましては、軽減対象となる所得基準額を引き上げるものでございます。

最後に、参考といたしまして、新保険料率による、保険料の算出例を参考１に記載しております。

いずれも、公的年金収入のみで、単身世帯の場合でございます。

収入 50 万円ごとの保険料をお示ししております。

参考２は２ページ（６）の均等割軽減の拡充について、夫婦世帯妻の年金収入 80 万円以下の夫の例を図に表示しているものでございます。

現行と改正後では５割軽減・２割軽減の範囲が右方向へ拡充されているものを表しております。５割軽減では、220 万円から 221 万円まで、２割軽減では、262 万円から 264 万円まで拡充されます。

これで、料率についての説明を終わります。

補足になりますが、今後の予定といたしましては、市町に周知を行いますと共に、被保険者に向けた周知を行ってまいります。

具体的には、広域連合ホームページや市町広報誌による周知、３月以降になろうかと思いますが、県内全域に新聞折り込み広告を予定しております。

以上、上程されました議案について、御説明申し上げましたが、御審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木山徳和）

これより質疑に入ります。21 番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）
（挙手）

○議長（木山徳和）
21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

21 番佐中です。二点ほど、お尋ねをいたします。一つは、均等割と所得割を引上げる条例であります。別紙の資料の保険料の設定（４）では 10.99%としており、収入は、公費 50%、それから支払基金、若者支援ですね、これが 40%、保険料で 10%まかなっておりますが、先ほどの説明では、国の基準がこういうふうに示されたという説明であります。考えてみるとこの 11%近いもので、10%が 11%になる、そのしわよせはどこにいったのか、若者支援という支払基金のほうにこれが軽減をされておるのかどうか、それをお尋ねします。

二つ目には、後期高齢者医療について厚生労働省は 28 年度から保険料の軽減を段階的廃止と、基本は 7 割 5 割 2 割というのがありますけれども、9 割、8.5 というのもありますが、それぞれ、どういうふうに対応されていますか、お尋ねいたします。

◎業務課長（日浦大三）
（挙手）

○議長（木山徳和）
業務課長

◎業務課長（日浦大三）

御質問にお答えいたします。一点目の後期高齢者負担率についてでございますが、後期高齢者負担率は、高齢者の医療の確保に関する法律第 100 条第 3 項で平成 22 年度以降の後期高齢者負担率を政令で定めることが規定されており、平成 28 年 1 月 29 日に政令が公布され、平成 28 年度及び平成 29 年度における後期高齢者負担率は 10.99%と決定されております。

現役世代 4 割、被保険者 1 割という負担割合は、平成 20・21 年度における制度開始時の負担率であり、当初より「世代間の公平を維持するため、人口構成に占め

る後期高齢者と現役世代の比率の変化に応じて、それぞれの負担割合を変えていく仕組み」として制度設計されており、当初の割合が変わることは想定されていたものです。

減少が予想される若年層に同じ割合で負担を求めると、一人当たりの負担額が急増してしまうことになります。このため、若年層の負担の増加分を後期高齢者と半分ずつ負担することになっており、平成 22 年度以降 10.26%、10.51%、10.73%、そして今回、平成 28・29 年度における後期高齢者負担率は 10.99%と、10%を上回ることが国より決定されたものです。

続きまして、二点目の現行の軽減特例の廃止についてでございます。後期高齢者の保険料軽減の特例につきましては、平成 29 年度から原則的に本則に戻すとともに、激変緩和措置を設けることとされており、激変緩和の具体的な内容については、国において現在検討されているところです。なお、平成 28 年度につきましては、従前通り、引き続き軽減特例措置が適用されます。以上です。

◆ 2 1 番（佐中十九昭議員）
（挙手）

○議長（木山徳和）
21 番佐中議員。

◆ 2 1 番（佐中十九昭議員）

ただいまの答弁でほぼ分かりましたけれども、全体の予算の中で公費 50%、ほか 50%、これは私から言えば被保険者に負担をかけておるし、そのための公費の割合と今の 4 割と 1 割の割合は変える仕組みにはなっているのかどうか、なっていないのかどうか、それをお尋ねします。

○議長（木山徳和）
当局の答弁を求めます。

◎業務課長（日浦大三）
（挙手）

○議長（木山徳和）
業務課長。

◎業務課長（日浦大三）

公費 5 割、若年者からの支払い基金 4 割、高齢者の保険料 1 割ということでございますけれども、今現在の制度では公費の 5 割については変わらないというふうに思います。それ以外の後期高齢者と若年層の負担の割合が、後期高齢者がどんどん増えて、若年、若い人が減っておりますので、その割合が 2 年ごとに負担割合が変

わるということでございます。

○議長（木山徳和）

本件については、ほかに発言の通告がありませんので、本件の質疑を終結します。
これより、討論に入ります。

21番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆21番（佐中十九昭議員）
（挙手）

○議長（木山徳和）

21番佐中議員。

◆21番（佐中十九昭議員）

21番佐中です。当議案に反対討論をいたします。

私は、少しでも良くなる行政、政治を進めるよう主張して活動しております。現行より悪くなることについては反対をいたします。

それは、保険料率、均等割の額が、今説明がありましたように、1,262円引き上げる、そういう中身、余剰金を活用し一定の努力はされておるということは認めるわけですが、もしそれがなかったら、ほとんど全部それを被保険者の保険料にかかっているというふうに考えます。75歳以上を対象にした、後期高齢者医療制度、第5次の値上げは繰り返され、今日まで来ております。短期保険証約0.3%、滞納被保険者数は約1%、広島県における、後期高齢者医療制度、こうした不安を払拭する施策を私は求めるものであります。法律に掲げる心身の特性や生活の実態等を踏まえるという趣旨にそって、高齢者がいつでもどこでも、安心して医療が受けられる制度によって機能することを切に願っております。つきましては、広域連合が高齢者の生命と健康を守り、人間としての尊厳を守り得る制度運用をするよう主張し、提案の条例に反対をいたします。

○議長（木山徳和）

本件については、ほかに発言の通告がありませんので、討論を終結いたします。
本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木山徳和）

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 9 「議案第 7 号 広島県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の策定について」

○議長（木山徳和）

次に、日程第 9 「議案第 7 号 広島県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の策定について」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）
（挙手）

○議長（木山徳和）
広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

ただ今上程されました議案について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

議案書の14ページをご覧ください。

議案第 7 号「広島県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の策定について」でございます。

第 3 次広域計画の策定に当たっては、広域連合長の諮問機関である運営審議会において、御審議いただき、本年 1 月、運営審議会長から「承認する」旨の答申をいただき、このたび広域連合議会へ提案させていただくものです。

議案書には、第 3 次広域計画の本文を記載しております。議案書により、御説明させていただきます。14ページの 1 の「第 3 次広域計画の趣旨」です。

広域計画は、地方自治法の規定により、策定が義務付けられており、広域計画の策定や変更する場合も議会の議決を経ることとされております。

第 2 次広域計画は、当時の国の動向を踏まえ、後期高齢者医療制度が廃止されるという前提で策定されていましたが、現在の国の方針としては、現行制度を存続させるということになりました。

第 3 次広域計画は、第 2 次計画のこうした内容を改定するとともに、マイナンバー制度導入等についても記載し、広域連合と県内市町が連携調整を図りながら処理する事項などについて、基本的な指針を定めるものとしています。

「Ⅱ制度を取り巻く状況と課題」です。

1 の状況です。中ほどの段、「こうした中」以下の記載ですが、広島県の推計では、県内の後期高齢者人口は、平成42年まで増加が続くとしております。

また、医療費総額及び一人当たりの医療費とも、後期高齢者医療制度がスタートした平成20年度以降年々増加しているとしています。

15ページ、16ページに、それぞれ、「本県の高齢者人口の動向」、「本県の医療費の推移」の表を掲載しています。

16ページをご覧ください。

2の課題です。

市町との連携、保険財政の健全化・安定化に努めるとしております。さらに、マイナンバー制度の導入により個人情報漏えいのリスク対策に取り組むなどとしております。

「Ⅲ 基本方針」では、広域連合と市町が相互に役割を担い、広域化のメリットを活かして、財政の安定化を進め、後期高齢者医療制度の健全な運営を図るとしています。

「Ⅳ 基本計画」では、1として広域連合と市町の事務分担を記載しています。

この事務分担は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定された市町の事務に基づくものです。

17ページの一番下ですが、2の施策の方向性として6つを掲げています。

(1) 事務処理の適正化では、サービスの向上、効率的な事務処理、個人情報漏えい等のリスク対策に適切に取り組むとしています。

次のページになりますが、(2) 医療費の適正化では、レセプト点検の効率的実施、後発医薬品の使用促進などにより医療費の適正化に取り組むとしています。

(3) 健全な財政運営では、歳出を的確に見込むことや収納率の向上を図るとしています。(4) 健康づくりの推進では、高齢者の健康づくりに対する意識の高揚、高齢者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう保健事業を推進するとしています。(5) 広報活動の充実、(6) 円滑な制度運営に向けた対応、としています。

19ページですが、Ⅴの計画の期間ですが、平成28年度から大きな制度改革が行われるまでの間とし、広域連合長が必要と認めたときは随時改定を行うとしております。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木山徳和）

これより質疑に入ります。21 番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆ 2 1 番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（木山徳和）

21 番佐中議員。

◆ 2 1 番（佐中十九昭議員）

この議案は、「大幅に改正が行われる」これを、どう対応するか、これの策定を、国の動きでありますけれども、「大幅な制度改正が行われる」、これはどういうことを示して策定をするのか、どのような改正なのか。お尋ねします。

○議長（木山徳和）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

（挙手）

○議長（木山徳和）

広域連合事務局次長

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

広域計画の改定については、28 年度から、大きな制度改正が行われるまでの間としておりますが、考え方につきましては、広域計画は、地方自治法第 291 条の 7 の規定により作成が義務付けられており、広域連合の目標を定め、基本的な施策の指針を定めるものであるとし、広域連合規約において、広域連合及び関係市町が行う事務等を広域計画で定めるとしております。

また、地方自治法の規定によりまして、国または都道府県が広域連合に新たに事務を処理することとしたときや変更した場合、その他計画を変更することが適当と定められたときは、議会の議決を経て広域計画を変更できるとしています。

こうしたことから、大きな制度改革としては、広域連合及び関係市町が行う事務の枠組みとか、そういうものが変更になる場合などが考えられます。以上です。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（木山徳和）

21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

第 3 次の広域計画ですね、私が尋ねたいのは、保険料の引き上げを前提とするのではなくて、全体の高齢者に対するそういう施策ですね、俗に言う、私から言わせてみれば、負担を軽減をして安定した保険システムをつくるというのがあるんですが、それを悪くするような第 3 次の計画を作り上げていく、そういう政府のそういう方針の下でやるという、それはどうなのか、お尋ねします。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

（挙手）

○議長（木山徳和）

広域連合事務局次長

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

まずこの広域計画は広域連合と広島県 23 市町が基本的な役割分担とか、どういう方向でやるかという基本指針を定めるものでして、議案書の 14 ページに広島県広域連合の基本方針をかかげていますが、もう一回、読ませていただきますと、「広域連合と市町が相互に役割を担い、広域化のメリットを最大限に活かして、財政の安定化を進め、後期高齢者医療制度の健全な運営を図る」ということで、歳入歳出もきっちの的確に関係市町と連携をとる中で運営しようという趣旨で定めるものです。以上です。

○議長（木山徳和）

本件については、ほかに発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木山徳和）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木山徳和）

起立多数。よって、本件は可決されました。
それでは、休憩いたします。
2 時 20 分より再開いたします。

午後 2 時 10 分 休 憩

午後 2 時 20 分 再 開

△ 日程第 10 「議案第 8 号 平成 27 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」

○議長（木山徳和）

再開いたします。次に、日程第 10 「議案第 8 号 平成 27 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）
（挙手）

○議長（木山徳和）
広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

座って説明させていただきます。

議案書の 20 ページをお開きください。

議案第 8 号「平成 27 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」についてでございます。

平成 27 年度一般会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 3,113 万 8 千円を減額し、予算の総額をそれぞれ 10 億 6,915 万 2 千円とするものです。

議案書の 21 ページをご覧ください。この補正の主な内容について御説明いたします。

歳入ですが、『4 款 繰入金』『1 項 基金繰入金』の 3,130 万 3 千円の減額は、主に事務費の減額に伴い、財政調整基金からの繰入金を減額するものです。

次に 22 ページの歳出ですが、『3 款 民生費』『1 項 社会福祉費』の 3,130 万 3 千円の減額は、後期高齢者医療特別会計の事務費の減額に伴い、特別会計事務費への繰出しを減額するものです。

以上、上程されました議案について概要を御説明申し上げます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（木山徳和）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木山徳和）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。
本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木山徳和）

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 11 「議案第 9 号 平成 27 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」

○議長（木山徳和）

次に、日程第 11 「議案第 9 号 平成 27 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

（挙手）

○議長（木山徳和）

事務局次長。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

ただ今上程されました議案について、御説明申し上げます。

座って説明させていただきます。

議案第 9 号「平成 27 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」についてでございます。

議案書の 23 ページをお開きください。

平成 27 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 20 億 5,796 万 4 千円を減額し、予算の総額をそれぞれ 4,011 億 7,628 万 8 千円とするものです。

この補正は、委託事業の入札残等事務費の執行残見込額の減額と、後期高齢者医療制度臨時特例基金が国の方針によりまして平成 27 年度末での事業終了に伴うことなどによる減額等です。

24 ページをお開きください。歳入ですが、『2款 国庫支出金』『2項 国庫補助金』の2億6,858万2千円の減額は、平成27年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付見込額減に伴う減額が主なものです。

『4款 支払基金交付金』『1項 支払基金交付金』の21億6,307万3千円の減額は、平成26年度後期高齢者交付金の精算減額分を、平成27年度の支払基金交付金から充当することに伴い減額するものです。

『7款 繰入金』『1項 一般会計繰入金』の3,130万3千円の減額は、事務費の減額によるもので、『2項 基金繰入金』の2億6,826万5千円の増額は、後期高齢者交付金などの財源を更正し、「給付準備基金繰入金」の増額などによるものです。

『10款 諸収入』『3項 雑入』の1億3,893万2千円の増額は、第三者納付金などが当初を上回る見込みとなったものでございます。

次に25ページを御覧ください。

歳出です。

『1款 総務費』『1項 総務管理費』の3,676万6千円の減額は、後発医薬品利用差額通知業務をはじめとする、業務委託の入札の執行残などの事務費を減額するものです。

『4款 特別高額医療費共同事業拠出金』『1項 特別高額医療費共同事業拠出金』の158万3千円の増額は、特別高額医療費共同事業拠出金の増額見込によるものです。

『5款 保健事業費』『1項 健康保持増進事業費』の1,746万9千円の増額は、健康診査事業に係る補助基準額の増額によるものです。

『6款 基金積立金』『1項 基金積立金』の20億4,614万6千円の減額は、先ほど歳入でも御説明させていただきましたが、主に平成27年度中に臨時特例基金の事業終了によるものです。

『8款 諸支出金』『1項 償還金及び還付加算金』の589万6千円の増額は、国・県が一部を負担している平成25年度分の高額医療費負担金の修正に伴う返還予定額を追加計上したものです。

次に26ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正です。

これは、平成28年度の事業のうち、平成27年度中に委託契約をして準備を進める必要がある支給決定通知書等作成業務外2件について、債務負担行為をお願いするものです。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木山徳和）

これより質疑に入ります。21番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）
（挙手）

○議長（木山徳和）
21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

21 番佐中です。お尋ねをいたしますが、別冊の歳入の中で、特例交付金、あるいは支払基金など、それぞれ大幅に減額をしております。それで、歳出の療養給付費も減っているわけですが、それらが大きな原因になっていると思うんですけれども、それは、なぜそうなったのか。減った理由は何なのか。お尋ねをいたします。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）
（挙手）

○議長（木山徳和）
広域連合事務局次長

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

まず、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 2 億 7,585 万 3 千円の減額補正については、交付金は後期高齢者の保険料軽減特例措置を実施するための基金への増資を目的として交付されておりましたが、軽減特例措置については、平成 27 年度から基金事業ではなくなりました。このため、平成 27 年度の軽減特例措置については、基金残高を全て活用した上で、交付された交付金を直接充当することから、活用する基金残高相当額を減額するものです。また、支払基金交付金 21 億 6,307 万 3 千円の減額補正については、平成 26 年度後期高齢者交付金の実績額が確定した結果、21 億円余の返還を行う必要があることから、27 年度の支払基金交付金で充当することで返還を行うため、返還金相当額を減額しております。

なお、歳出の療養給付費が減っているからなのか、という御質問ですが、歳出予算の療養給付費の減額はしておりません。以上です。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）
（挙手）

○議長（木山徳和）
佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

私からみればですね、医療費が減ったから、医療給付費が減ったから、こういう

結果になったというように考えておったんです。それが、今の説明では違うという説明がありましたけど、その中身を詳しく説明してもらえますか。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）
（挙手）

○議長（木山徳和）
広域連合事務局次長

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

減額の中身ですけど、先ほどの繰り返しになりますけど、一つは基金事業で補填していたものが、国の方針で基金事業から補助事業になりましたので、基金事業を廃止するために減額したというのが、先ほど最初に申し上げたとおりです。

もう一つは、支払基金交付金が約 21 億円減額してますけど、これは 26 年度の精算が確定したので、返還する交付金を 27 年度の交付金から払うということで処理したということで減額したものであり、保険給付費については変わっておりません。以上です。

○議長（木山徳和）

本件については、ほかに発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木山徳和）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。
本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木山徳和）

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 12 「議案第 10 号 平成 28 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長（木山徳和）

次に、日程第 12 「議案第 10 号 平成 28 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）
（挙手）

○議長（木山徳和）
広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

ただ今上程されました議案について、御説明申し上げます。

座って説明させていただきます。

議案第 10 号『平成 28 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算』についてでございます。

議案書の 27 ページをお開きください。

本予算は、第 1 条にありますように、一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ 11 億 987 万 5 千円とするものです。

また、第 2 条にありますように一時借入金の限度額を、5 千万円としております。

歳入歳出の詳細につきましては、恐れ入りますが、別冊 4「平成 28 年度 広島県後期高齢者医療広域連合 一般会計 当初予算説明書」により主な内訳を御説明申し上げます。

別冊 4 の 3 ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

『1 款 分担金及び負担金』は、各市町からの事務費分賦金です。

10 億 943 万 8 千円を計上しており、歳入の 91.0%を占めております。財政調整基金繰入金の減等により、前年度比 4,954 万 2 千円、5.2%の増としております。

4 ページの『2 款 国庫支出金』は、調整交付金で、運営審議会の開催費用に関するものです。

5 ページをお開きください。

『3 款 財産収入』12 万 6 千円は、基金の利子収入です。

6 ページの『4 款 繰入金』です。

これは、市町からの事務費分賦金軽減のための調整財源として、財政調整基金を計画的に取り崩すもので、前年度比 4 千万円減の 1 億円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

10 ページをお開きください。

『1 款 議会費』は、広域連合議会の開催及び運営に関する経費で、196 万 4 千円を計上しております。

11 ページをお開きください。『2 款 総務費』です。

11 ページから 16 ページが『1 項 総務管理費』です。

派遣職員給料等負担金 2 億 5,971 万 2 千円をはじめ、消耗品費等の需用費、事務

所やパソコン等の使用料及び賃借料など、広域連合の運営に関する経費として、16ページの計欄のとおり総額3億2,536万8千円を計上しております。財務会計システム等構築費を2,243万5千円計上するなど、前年度比2,680万2千円、9.0%の増としております。

17ページをお開きください。

『2項 選挙費』では、選挙管理委員報酬等16万6千円を計上し、次の18ページの『3項 監査委員費』は、監査委員報酬等13万6千円を計上しております。

19ページをお開きください。

『3款 民生費』は、特別会計事務費繰出金で、7億7,707万8千円を計上しており、前年度比1,724万2千円、2.2%の減としております。

20ページの『4款 公債費』及び21ページの『5款 予備費』については、前年度と同額を計上しております。

22ページ以降は給与費明細書となっております。職員数に変動はなく、金額の増減は、実績等に基づき作成していることによるものでございます。

以上、上程されました議案について概要を御説明申し上げました。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木山徳和）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木山徳和）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方の御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（木山徳和）

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第13 「議案第11号 平成28年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」

○議長（木山徳和）

次に日程第 13「議案第 11 号 平成 28 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

（挙手）

○議長（木山徳和）

広域連合事務局次長

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

ただ今上程された議案につきまして、御説明申し上げます。

座って説明させていただきます。

議案第 11 号「平成 28 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてでございます。議案書の 30 ページをお開きください。

本予算は、第 1 条にありますように後期高齢者医療特別会計予算の予算総額を歳入歳出それぞれ 3,888 億 4,307 万円とするものです。

後期高齢者医療制度は、2 か年度の特定期間を単位に財政計画を立て、保険料率を設定して運営していくこととされており、平成 28 年度は特定期間の 1 年目で、新保険料率の算定基礎数値を基に予算編成をいたしました。

第 2 条につきましては、地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものとし、具体的には、33 ページの『第 2 表 債務負担行為』にありますように、被保険者証等印刷封入業務につきまして、期間を平成 29 年度 4 月 1 日から 6 月 30 日まで、限度額を 39 万 9 千円としております。

また、30 ページに戻っていただきまして、第 3 条では一時借入金の限度額を 20 億円と定め、第 4 条では、特別会計の『2 款 保険給付費』の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合については、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、同一款内での各項間の流用により処理をさせていただくことを定めたものです。

それでは、別冊 5「平成 28 年度 広島県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計 当初予算説明書」によりまして、主な内訳を説明させていただきます。

恐れ入ります、別冊 5 の 3 ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

まず、3 ページの『1 款 市町支出金』です。『1 項 市町負担金』のうち『1 目 保険料等負担金』『1 節 現年度分』ですが、327 億 4,126 万 1 千円で、対前年度比 5 億 3,212 万 9 千円、1.7%の増としており、これは、新保険料率によります保険料相当分となっています。また、額につきましては、市町で被保険者から徴収された保険料相当分のほか、保険料軽減の財源措置として、3/4 の県負担分を含む市町からの負担金を合わせた額となっております。

療養給付費負担金は、県と同率の 1/12 で、国は 3/12 となっています。

4 ページからは、『2 款 国庫支出金』，6 ページからは、『3 款 県支出金』，8 ページは、現役世代からの医療給付費の約 4 割相当の支援金である『4 款 支払基金交付金』です。また、9 ページは『5 款 特別高額医療費共同事業交付金』です。これらは、保険料率算定に用いた基礎数値に基づく医療給付費等により、高齢者の医療の確保に関する法律等関係規定に沿ってそれぞれ算定したものです。

10 ページをお開きください。『6 款 財産収入』は、後期高齢者医療給付準備基金の利子収入として 392 万 9 千円を計上しております。

11 ページをお開きください。

『7 款 繰入金』『1 項 一般会計繰入金』は、特別会計事務費繰入金で、7 億 7,707 万 8 千円、前年度比 1,724 万 2 千円、2.2%の減としております。

12 ページの『2 項 基金繰入金』では、『1 目 給付準備基金繰入金』を 20 億 376 万 6 千円としております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

少し飛びまして 18 ページをお開きください。

『1 款 総務費』は、消耗品費等の需用費、各種電算システムの維持管理やレセプト点検、医療費適正化等に係る委託料をはじめ、後期高齢者医療制度の運営に係る事務経費などですが、総額で 7 億 6,512 万 9 千円を計上し、前年度比 3,059 万 9 千円、3.8%の減としております。これは、データを活用し、効果的な保健事業を行なうためのデータヘルス計画支援 700 万円の事業が終了することに加え、標準システム関係委託料等が 1,309 万 4 千円の減となったこと等によるものです。

21 ページをお開きください。

21 ページから 23 ページにかけては、特別会計予算額の 99.7%を占めます『2 款 保険給付費』です。保険料率設定時の基礎数値により算定した額を基本として計上しており、21 ページの『1 項 療養諸費』，22 ページの『2 項 高額療養諸費』，23 ページの『3 項 葬祭費』を合わせて、3,875 億 9,485 万 1 千円、前年度比 99 億 6,213 万 6 千円、2.5%の減としております。

これは、保険料率を設定した際に用いた基礎数値を基に予算編成しており、平成 26 度、27 年度の料率設定時には、平成 26 年度 1.60%、平成 27 年度 1.95%の伸びを見込んでおりましたが、しかし、一人当たり医療給付費の伸びが抑制基調に推移し、26 年度は 0.6%、27 年度見込みも 1.3%となるなど、この差が反映された結果、予算の比較上はマイナスとしております。

24 ページの『3 款 県財政安定化基金拠出金』は、不測の事態や保険料抑制に備えるために県が設置している基金に対する拠出を、28 年度、29 年度の特定期間はしないこととし、また、25 ページの『4 款 特別高額医療費共同事業拠出金』は、国民健康保険中央会が実施します特別高額医療費共同事業への拠出金として、9,947 万 1 千円を計上しております。

26 ページの『5 款 保健事業費』でございます。『1 目 健康診査費』では、市町が実施する健康診査事業及び歯科健康診査事業に対する補助金として 1 億 2,331 万円を計上しております。前年度比 2,875 万 9 千円、30.4%の増としており

ます。

『2目 その他健康保持増進費』では、市町が実施する長寿健康増進事業に対する補助金を交付するものです。1億7,021万円、前年度比391万円、2.4%の増としております。

27ページをお開きください。

『6款 基金積立金』は、後期高齢者医療給付準備基金積立金として392万9千円を、28ページの『7款 公債費』は、一時借入金の利子として324万7千円を、29ページの『8款 諸支出金』は、保険料還付金等5,771万3千円を計上しております。

なお、30ページの『9款 予備費』につきましては、昨年と同額の2,500万円としております。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木山徳和）

これより質疑に入ります。21番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆21番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（木山徳和）

21番佐中議員。

◆21番（佐中十九昭議員）

お尋ねしますが、三点ほどお尋ねします。保険料値上げに重大な影響を与える国庫負担の調整交付金算定の改革や改善はどのように工夫されて対応していますか、お尋ねいたします。

二つ目には、短期保険証の発行と未渡しの状況、資格証明等ですね、をどのように改善していく方針ですか、お尋ねいたします。

三つ目には、健康づくりの諸施策に各市町でばらつきがあります。指導・連絡・調整はどのようにされようとしていますか、お尋ねいたします。

◎業務課長（日浦大三）

（挙手）

○議長（木山徳和）

業務課長

◎業務課長（日浦大三）

ただいまの三点の御質問についてお答え申し上げます。まず一点目の調整交付金についてでございますけれども、調整交付金は、普通調整交付金と特別調整交付金の二種類あり、普通調整交付金は、広域連合における被保険者の所得の格差による財政の不均衡を是正するために交付されるものでございます。特別調整交付金は、保険者の責めに帰さない特別な事情により財政が圧迫されるときなどに交付されるものであり、本広域連合へは、主に原爆被爆者の医療費が一定以上であること、また、長寿・健康増進事業を実施することにより交付されております。

調整交付金の交付については、国から示された交付基準により算定され、広域連合の工夫・裁量により交付金額が増減されるものではございません。

続いて二点目の短期証についてでございますけれども、短期被保険者証の交付は、市町の徴収業務と連携して行っております。

さらに、徴収業務を効果的且つ効率的に行うためには、被保険者と接触をして納付相談の機会を増やすことが重要であると考えており、市町により、短期被保険者証の窓口交付を行っております。

原則、有効期限前に交付を行っておりますが、未交付がある場合には、電話による催告・自宅訪問なども行って対応をしております。

続いて三点目の健康づくりでございますが、被保険者の健康づくりにつきましては、国庫補助を主な財源とした長寿・健康増進事業、健康診査事業等により、実施主体である市町への補助事業として実施しており、事業実施については各市町判断に委ねているのが現状でございます。

現在、本広域連合において、レセプトデータを活用した医療費分析を進めており、今後は、その分析結果を各市町へ情報提供することにより、地域課題に対応した保健事業の推進に努めてまいりたいと思います。

また、市町が事業を実施するうえで、国との調整を行うなど市町の事業拡充に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（木山徳和）

本件については、ほかに発言の通告がありませんので、本件の質疑を終結します。これより、討論に入ります。

21 番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）
（挙手）

○議長（木山徳和）

21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

21 番佐中です。議案第 11 号に反対討論を、保険料引上げを盛り込んだ広島県後期高齢者医療広域連合高齢者医療特別会計に反対をします。

平成 28 年 29 年度にあたって、保険料滞納者に対する保険証の取り上げ、資格証明の発行は絶対に行わないでいただく。今の 75 歳以上の方は、戦前は自分の青春を犠牲にして、戦後は日本の復興のために命がけで生き抜いてこられた方々です。医療を含む社会保障は不安のない手厚い保障をするのは当たり前だと思っております。社会保障に全額充てるとした消費税は、2015 年度までに 27 年間の税収は 304 兆円、逆に法人 3 税の減税は 263 兆円と、社会保障には 13%しかもらっておりません。負担ばかり多くなり社会保障は逆に悪くなっております。私が調べてみると国保料金、税ですね、の中に後期高齢者医療の限度額、19 年度ですが、後期高齢は 20 年度からはじまりましたけれども、平成 19 年度から 27 年度までこの数年間で後期高齢者医療、国保会計、介護会計で限度額が全部合わせると 20 万円引き上がっていることになります。どんどんこうしたしわよせが各会計に盛り込んでおる、こういう予算に反対の意思表示をして、討論といたします。以上です。

○議長（木山徳和）

本件については、ほかに発言の通告がありませんので、討論を終結します。本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木山徳和）

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 14 「一般質問」

○議長（木山徳和）

日程第 14「一般質問」を行います。21 番佐中議員より発言の通告がございましたので、発言を許可します。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（木山徳和）

21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

21 番佐中です。一般質問を行います。（「短こうせいよ，短こうに」と呼ぶ者あり。）

発言ができません。発言妨害にあたるのではないですか。違いますか。議長，整理してください。

○議長（木山徳和）

引き続き発言をお願いします。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

21 番佐中です。四点お尋ねをいたします。連合長は高齢者の実態をどう認識されておりますか，お尋ねいたします。

貧富の差が拡大し，子どもさんの貧困ということもありますが，高齢者の皆様，特に女性の年金の少ない方が多く見られます。高齢者の置かれている実態をどう認識し，その影響についてどのようにお考えか，連合長にお尋ねをいたします。

二つ目には安倍政権は増税をしたのにも関わらず，医療や福祉関連の予算を次々に削っている。「増税のお金は福祉や医療に使う」という言葉は一体何だったのか，更なる増税もしかり，75 歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度について，低所得者らの保険料を軽減してきた特例を廃止する案を示したが，今回は露骨に影響は少ないようであります。しかしこれから先，現行の軽減措置を廃止し，年収に応じて 7 割，5 割，2 割の 3 段階を段階的に原則に戻そうとしている。そのようなやり方をどのようにお考えなのか，連合長にお尋ねをいたします。

三つ目には，地方自治法の本旨は，地方公共団体は，住民の福祉の増進を図ることを基本として，地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとあります。広域連合の長として，国に対して，高齢者がこんなに苦しんでいる等々，自分で感じたことを率直に意見を出して，政府に要求すべきと考えますが，どのようなお考えなのかお尋ねします。

最後に，私は，後期高齢者医療制度は，年齢で区切る等人間の尊厳を傷つける制度だと思っております。さらに後期高齢者の生活実態を踏まえ，到来する「患者激増時代」に備えて制度そのものを改める必要があると考えますが，見解をお尋ねします。以上です。

○議長（木山徳和）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（木山徳和）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

佐中議員の質問にお答えを申し上げます。質問の一点目は、高齢者の実態について、というような御質問でございます。わが国は世界に類を見ない速さで超高齢化社会へと進む一方、人口減少社会へも進んでおり、高齢者の増加と生産年齢人口の減少によりまして、将来に向かって、高齢者の生活や医療サービスをいかにして支えるかという課題への対応が迫られております。

こうした中、高齢者ができるだけ健康で自立した生活ができるよう、地域で高齢者の社会参加や健康づくりを支援していくとともに、適切な医療サービスを提供することが重要であると考えられております。

後期高齢者医療制度は、世代間の負担の公平性の確保や医療費の適正化等に取り組み、持続可能な制度としていく必要がある、とされておりました。広域連合といたしましては、この後期高齢者医療制度の安定的な運営に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

質問の二点目は、保険料の軽減特例措置の廃止についてでございます。

この保険料の軽減特例につきましては、特例として実施してから8年が経過しております中で、後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険の被扶養者であった者は所得水準にかかわらず軽減特例の対象となるほか、国保での軽減割合は最大7割となっていることなどから、不公平をもたらしており、見直しが求められているということでございます。

このため、この軽減特例につきましては、段階的に縮小し、その実施に当たっては、低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとし、その激変緩和措置の具体的な内容については、国において現在検討されているところでございます。

こういった状況の中で、広域連合といたしましては、この特例措置につきまして、全国後期高齢者医療広域連合協議会から厚生労働大臣に要望書を提出し、制度について要望しているところでございます。その内容は、「高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合は、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講ずること。実施時期等具体的な内容について、早期に示すこと。」と要望しているところでございます。

引き続き、国の動向を注視しながら、的確に対応したいというふうに考えております。

三点目の御質問は、高齢者の状況と意見を、国にしっかり伝えるべきではないかというお尋ねでございました。

ただいま申し上げましたとおり、広域連合といたしましては、全国後期高齢者医療

広域連合協議会を通じて、国に対して、制度の改善等について、従来から要望しているところでございます。

今後とも、国の動向を注視しながら、的確に対応したいと考えております。

四点目の質問は、後期高齢者医療制度は、制度そのものを改める必要があると考えるかどうかというお尋ねでございます。

後期高齢者医療制度は、社会保障制度改革国民会議報告書において、平成 25 年 8 月結論がまとめられ、「創設から既に 5 年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、必要な改善を行っていくことが適当である。」というふうに報告されております。この結論を踏まえて、国において、いわゆるプログラム法が制定されるなど、社会保障制度改革に向けて、具体的な取組が行われているところでございます。

広域連合といたしましては、広域連合と市町が相互に役割を担い、後期高齢者医療制度の健全な運営を図り、持続可能な社会保障制度の構築に資するよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◆ 2 1 番（佐中十九昭議員）
（挙手）

○議長（木山徳和）
21 番佐中議員。

◆ 2 1 番（佐中十九昭議員）

答弁はほぼ中身は分かったですけれども、私は連合長に、お尋ねをしたんです。事務方のほうにお尋ねをすると法や条例に基づいて全て仕事をしておられますから、その範囲の中でしか私はできないというのは。私も政治家のはしくれですから、いろんな状況を踏まえて、この後期高齢者医療連合の、こうした広島県のあり方の問題、それを多少なりとも改善をしていく必要があると考える。そうすると、法令や条例に基づかない部分で、政治的にどう立ち向かうか、そこをお尋ねしたんですが、答弁されませんので、終わってもいいんですけれども、そういう意味で私はお尋ねしたんで、御用意もなされていないというふうに考えますので、私はこれで終わります。

○議長（木山徳和）

それでは、一般質問を終わります。以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て終了いたしました。閉会に当たり、広域連合長の挨拶があります。

◎広域連合長（藏田義雄）

平成 28 年第 1 回広域連合議会定例会の閉会ということで、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提出をさせていただきました各議案につきまして、慎重に御審議の上、御議決を賜りましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

こちら側といたしましても、しっかりと、円滑な制度運営に向けまして、引き続き、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りまして、そしてしっかりとした運営に努めてまいりたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

○議長（木山徳和）

議員各位におかれましては、案件について、熱心に御審議をいただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げる次第でございます。これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 3 時 3 分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長

木山徳和

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員

分野達見

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員

片山元八郎